

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年9月19日

【会社名】 ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Dreamvisor Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 奥山 泰

【本店の所在の場所】 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号

【電話番号】 (03) 6661-9311 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 奥山 泰

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 233,197,850円

(注) 行使価額が調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	9,745個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成24年10月16日
払込取扱場所	該当事項はありません。
(注)	<ol style="list-style-type: none">取締役会決議日 平成24年9月19日開催の当社取締役会において発行を決議しております。募集の方法 株主割当の方法により、基準日（本欄第3項に定める。）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、本欄第4項に定める割当比率で本新株予約権を割当てます。ただし、当社が有する当社株式については、本新株予約権を割当てません。基準日 平成24年10月15日割当比率 各株主の所有株式数1株につき1個を割当てます。効力発生日 平成24年10月16日発行数について 発行数については、当社の平成24年9月19日現在の発行済株式数の総数を基にしておりますが、基準日は平成24年10月15日のため変動を生ずる可能性があります。申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金及び申込取扱場所について 本新株予約権は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであり、当社の定める効力発生日において、何らの申込手続きを要することなく新株予約権が付与されることとなります。したがって、申込に係る上記事項について該当事項はありません。

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株制度は採用していない。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、9,745株とする。（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。） ただし、当該数は、当社の平成24年9月19日現在の発行済株式数の総数を基にしており、基準日は平成24年10月15日のため、変動を生ずる可能性がある。また、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 (1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従い行使価額（同欄第1項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式によって調整されるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>(2) 前号の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその理由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、23,930円（以下「当初行使価額」という。）とする。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当について当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p>
-----------------------	--

	<p>本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の価額が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該価額の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該価額の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>本号 から の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 から にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \left(\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$ <p>調整後行使価額</p> <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
--	---

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>233,197,850円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は23,930円とする。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって変更されることがある。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成24年11月26日から平成25年2月28日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>受付場所 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次場所 該当事項はありません。</p> <p>払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権は、1個を分割して一部行使することはできないものとする。</p> <p>2 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。</p> <p>3 米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>該当事項はありません。</p> <p>ただし、当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、かかる取得日に、その時点において残存する新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）

に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求受付場所に提出しなければなりません。

本新株予約権を行使しようとする場合は、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を上記払込取扱場所の指定の口座に振込むものとします。

上記行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額の入金が確認された日、又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅い日に発生します。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権については、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
233,197,850	10,000,000	223,197,850

(注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を表示しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合は、払込金額の総額は減少します。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額は223,197,850円であります。なお、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。ただし、財産の出資があった場合の調達資金は、以下のとおり充当することを予定しております。以下の金額及び時期はあくまで予定であり、具体的には資金の払込みのなされた時点の状況に応じて判断いたします。また、仮に行使が一部に留まり調達額が減少した場合には、金融証券市場ニュースの提供事業並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化への投資、IR支援事業の強化の順に充当する予定であります。支出予定時期につきましては、本新株予約権の行使が行使期間内の早期に行われた場合には、下記の記載した予定時期よりも繰り上げて充当する可能性があります。

財務基盤の安定化

当社は持株会社であり、傘下の連結子会社である株式会社日本証券新聞社において()金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業、()新聞及び広告事業、()その他の事業を営んでおりますが、経営環境の悪化の影響等により平成21年6月期より4期連続で連結営業損失を計上するなど業績低迷が続いております。こういった状況の中、当社と致しましては既存事業の強化、IR支援事業への注力・育成及び継続的な経費の削減を実行するなど業績の回復及び企業価値の向上を図っておりますが、平成24年6月期の営業活動によるキャッシュ・フローが103百万円になるなど急回復が見込めないことから、運転資金の確保を企図した財務基盤の安定化が必要な状況であると考えており、調達資金183,197,850円の使途につきましては、運転資金に充当する予定であります。

支出予定時期に関しましては、平成25年4月からを想定しております。

金融証券市場ニュースの提供事業並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化への投資

当社子会社である株式会社日本証券新聞社が発行する「日本証券新聞」は、昭和19年の創刊以来、証券会社及び個人投資家への金融証券市場に関する情報の提供を行っておりますが、長引く経済情勢の低迷や情報提供産業におけるIT化の影響もあり、紙媒体による販売部数は減少傾向にあります。同社においては「NSJ日本証券新聞ネット」にてオンラインによる投資情報の提供を行っておりますが、従来の紙媒体を補完する収益を計上するには至っておりません。

今般、本新株予約権の発行による資金調達により、当社における金融情報提供サービスのオンラインメディア化を推進することにより、閲覧者の拡大によるメディアとしての価値向上による収益力の強化を図って参りたいと考えており、そのシステム構築等に対し、上記の差引手取概算額のうち、20,000,000円を投資に充当する予定であります。

支出予定時期に関しましては、平成25年4月からを想定しております。

IR支援事業の強化

当社子会社である株式会社日本証券新聞社では、上場会社が行うIR活動を支援する事業(以下、「IR支援事業」といいます。)に注力しており、現在は個人投資家向けのIR講演会の受託開催を中心に展開しております。当社グループの証券業界紙の強みを活かした全国主要都市での集客力や紙面広告と連動させた企画力が徐々に奏功し同社の顧客企業数も増加傾向にあります。またIR講演会と紙面広告の連動、株主通信等のIRツールの制作受託への展開など、他の事業へのプラス効果も見えつつあります。当社グループとしては、今後は既存事業を補完する新たな事業としてIR支援事業を強化する予定であり、具体的には人員増員や提供サービスの多様化を行い現在のIR講演会の受託開催を中心とした事業体制から包括的なIR支援サービスを提供する体制への転換、及びオンラインによるサービスの提供も進めて参りたいと考えております。その人員増員を含めた体制強化及びオンラインによるサービス提供の為のシステム構築等に対し、上記の差引手取概算額のうち、20,000,000円を投資に充当する予定であります。

支出予定時期に関しましては、平成25年4月からを想定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

新株予約権無償割当てによる新株予約権の発行について

目的

当社は持株会社であり、傘下の連結子会社である株式会社日本証券新聞社において()金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業、()新聞及び広告事業、()その他の事業を営んでおります(事業の詳細については後述)が、経営環境の悪化の影響等により平成21年6月期より4期連続で連結営業損失を計上するなど業績低迷が続いております。

また一方で国内株式市場の低迷の影響もあり、当社株式は平成24年4月において月末時価総額が3億円未満となり、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準(上場時価総額)に抵触致しました。平成24年7月26日に株式会社東京証券取引所に対し同社有価証券上場規程第603条第1項第5号aに定める書面を提出し、同規程に定める猶予期間は平成25年1月末までの9ヶ月間となっております。従いまして、平成25年1月末までのいずれかの月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上になったときは、上記の上場廃止基準に該当しないこととなります。

なお、上記時価総額基準の金額は、平成24年12月末までの間、緩和措置により5億円から3億円に引き下げられているものであります。

こういった状況の中、当社と致しましては既存事業の強化に加え、イベント事業における上場会社のIR活動を支援する事業(IR支援事業)に注力・育成するとともに、継続的な経費の削減を実行するなど業績の回復及び企業価値の向上を図っております。

更に、平成24年2月に当社普通株式に対する公開買付けを行い、同年4月に主要株主となったあかつきフィナンシャルグループ株式会社並びに同子会社であるあかつき証券株式会社との業務提携を行い、株式会社日本証券新聞社における経済・金融関連情報をあかつき証券株式会社の顧客サービス向けに提供するなどの提携効果により売上機会の増大が見込まれることもあり、また従来から取り組んでおりますIR支援事業への注力及び継続的な経費削減等の効果もあり、平成25年6月期下半期からは単月度において営業黒字を計上する計画でございます。なお、あかつきフィナンシャルグループ株式会社は、平成24年9月10日付にて当社の取締役があかつき証券株式会社の使用人として兼務することとなった事由が総合的に勘案され、当社議決権の保有割合は40.25%(議決権数3,922個)に留まっておりますが、同社が当社の意思決定機関である取締役会を実質的に支配できる事実が存在する状況に至りましたため、支配力基準により同社は当社の親会社に、当社は同社の連結子会社、かつ特定子会社に該当しております。

しかし、これらの取り組みにより業績の回復を図ってはいるものの、平成21年6月期以降の業績低迷により平成24年6月期の営業活動によるキャッシュ・フローが103百万円になるなど急回復が見込めないことから、運転資金の確保を企図した財務基盤の強化が必要な状況であると考えております。

一方で、当社グループの中長期的成長の為に、金融証券市場ニュースの提供事業、並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化など情報メディアとしての価値向上と、堅調に推移しておるIR支援事業の更なる強化が必要であると考えております。

これらの状況を踏まえ、当社は運転資金の確保を企図した財務基盤の安定化と、業績向上が喫緊の課題であると認識しており、本新株予約権の発行は、財務基盤の安定化と、中長期的な成長の為に投資資金の調達をその主たる目的としております。

当社の時価総額につきましては、本新株予約権発行決議の取締役会前日においても株式会社東京証券取引所マザーズ市場において上場廃止基準を回復しておりませんが、本新株予約権発行による財務基盤の安定化と中長期的な成長の為に投資により、時価総額の回復が図られるものと考えております。

なお、当社の親会社であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社との間では、当社の時価総額の回復が喫緊の課題であることを共通の認識としており、今後、あかつきフィナンシャルグループ株式会社に本新株予約権を行使して頂くことについて、具体的な協議を開始する予定としております。

当社の連結子会社である株式会社日本証券新聞社において営んでおります各事業、()金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業、()新聞及び広告事業、()その他の事業の詳細は、以下のとおりであります。

()金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業

当社が持株会社化する前の旧ドリームバイザー・ドット・コム株式会社として創業した当初より行ってきた事業であり、株価や各種指標のチャートに投資分析機能を搭載し市況ニュースを組み合わせたアプリケーションを、

主にネット証券やFX業者へライセンス提供しております。ライセンス提供を受けたネット証券やFX業者からは、主に個人投資家向けに有料で又は一定の取引実績等を条件に無料で提供されております。

() 新聞及び広告事業

平成19年1月に当社の子会社とした株式会社日本証券新聞社において行ってきた事業であり、昭和19年創刊の金融・証券業界紙である「日本証券新聞」を発行するほか、ウェブサイト「NSJ日本証券新聞ネット」上で情報コンテンツを配信しております。また「日本証券新聞」紙面及びウェブサイト「NSJ日本証券新聞ネット」の広告枠への広告掲載により広告収入を上げております。

() その他の事業

・ イベント事業

イベント事業の一環として、IR支援事業を展開しております。同事業においては、上場会社の個人投資家向けIR講演会の企画及び開催を受託し、著名な講師による講演と組み合わせて全国各地の主要都市で開催しております。更にIR講演会受託以外にも事業報告の作成受託、企業広告の受託など様々な上場会社のIR活動を支援するサービスを提供しております。

・ 出版事業

金融市場、金融商品、投資手法等に関する解説を簡易かつコンパクトにまとめた小冊子、並びに、そのウェブコンテンツを制作し、販売しております。これらの商品は、主に金融機関で販売促進ツールとして採用されております。

・ 投資信託評価事業

投資信託評価機関として、当社グループ独自の定量評価方法により投資信託のレーティングを行っております。当社グループは、旧ドリームバイザー・ドット・コム株式会社として創業して以来、「金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業」において高成長を遂げ、平成17年6月に株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場するに至りました。この事業の高成長は、ネット証券及びFX業者の成長とともに歩んできた背景がございます。これらの業界とともに収益が伸びるビジネスモデルにより事業を推進してまいりましたが、昨今の金融市場の急激な悪化に伴い、ネット証券及びFX業者の経営環境が厳しい状況に直面し、当社グループが主力事業としてきた「金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業」も多大な影響を受け、同事業の売上減少傾向が続いたことが、現在の業績不振の大きな要因であると認識しております。

「新聞及び広告事業」の中心となる新聞販売については、新聞業界全体に通じる紙媒体の新聞販売部数が減少する傾向が否めないながら、その減少は緩やかなものとなっており、これまで実施してきた業務効率化と費用削減の効果により低減したコスト体制を維持し赤字幅を抑えております。「出版事業」については、刊行の規模と件数により売上高の高が変動しておりますが、小冊子タイプ又はそのウェブコンテンツの販売がコンスタントに推移しております。

しかしながら、これらの既存の主力事業においては経営環境の悪化が継続しており、当社グループにおいては平成24年6月期においても連結営業損失を計上するなど業績低迷が続いております。

これらの状況を踏まえまして、当社グループの中長期的成長の為に、金融証券市場ニュースの提供事業、並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化など情報メディアとしての価値向上と、堅調に推移しておるIR支援事業の更なる強化が必要であると考えております。

当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、今回の資金調達の実施においては様々な方法を検討致しました。第三者割当てによる増資については過度な希薄化を招くとともに株価に悪影響を及ぼす可能性があり、株主の皆様にとって不利益となることが予想されます。また株主割当てによる新株発行の場合は希薄化の観点では問題はないものと考えられますが、株主によっては追加出資を希望されない場合もあることや、本新株予約権のように株主の皆様、当社の現状及び資金使途に係る将来の事業の展開や方向性を広くご理解頂いた上での投資の機会を提供することが出来ないと考えております。これらの資金調達方法を検討した結果、株主の皆様負担を最小限にするという観点から、本新株予約権を無償で割当てることと致しました。

株主割当てとした理由

株主割当てとした理由につきましては、全株主の皆様、平等に機会を提供するとともに、一定の権利行使期間内で行使頂くか否かの判断機会をもつことが株主の皆様にとってより幅広い投資機会の提供に資する観点からであります。

行使価額の決定方法

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、本新株予約権の行使により発行される予定の株式数、及び上記「目的」に記載いたしました当社株式に係る株式会社東京証券取引所の上場廃止基準(上場時価総額)の回復を企図した財務基盤の安定化等の本新株予約権の発行目的を総合的に勘案いたしました結

果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日（平成24年9月18日）の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「直近終値」）23,930円を基に、23,930円を行使価額としております。なお、当該行使価額につきましては、過去6ヶ月間の終値の平均値28,150円からのディスカウント率が14.99%、過去3ヶ月間の終値の平均値26,330円からのディスカウント率が9.12%、過去1ヶ月間の終値の平均値24,068円からのディスカウント率が0.57%であります。

潜在株式による希薄化情報等

平成24年6月30日現在の当社の発行済株式総数は9,745株であり、当社が保有する自己株式はございません。本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は、9,745株（注）であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は100.00%（小数第3位四捨五入）となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使し、かつ当該行使により交付を受ける当社株式数に端数が一切生じなかった株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合、本新株予約権の行使の結果、交付する当社普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、あるいは本新株予約権の一部のみを行使した場合、株主の皆様ご所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。

しかしながら、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様が権利行使に応じた形で当社の財務基盤の強化及び中長期的成長の為に投資に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

（注）当該数は、当社の平成24年9月19日現在の発行済株式数の総数を基にしており、基準日は平成24年10月15日のため、変動を生ずる可能性があります。また割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

事業等のリスク

組込情報としての有価証券報告書（第13期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日	平成24年9月14日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年9月14日

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 助川 正文
業務執行社員指定社員 公認会計士 北山 千里
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成23年7月1日から平成24年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成24年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社が平成24年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年9月14日

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 助川 正文
業務執行社員指定社員 公認会計士 北山 千里
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。